

(令和7年4月1日～)

ユニット型指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム梅寿荘  
短期入所生活介護  
介護予防短期入所生活介護  
サービス利用説明書

(奈良県指定事業所番号 奈良県2970900102)

梅寿荘はご利用者にサービスを提供するにあたり、施設の概要やサービスの内容を次の通り説明いたします。

目次

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	3
4. 職員の配置状況	3
5. 提供するサービスと利用料金	4
6. 非常災害対策	8
7. 緊急時の対応	8
8. 事故発生時の対応	8
9. 事故の防止	8
10. 高齢者の虐待の防止	8
11. 身体拘束及び行動制限	9
12. 利用中の医療の提供について	9
13. 業務継続計画策定等	9
14. ハラスメント防止	9
15. 特別な場合・その他	10
16. 守秘義務について	10
17. 苦情の受付について	10
18. 第三者評価の有無	11
19. サービス提供記録の保存	12

## 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 宝山寺福祉事業団
- (2) 法人所在地 奈良県生駒市元町2丁目14番8号
- (3) 電話番号 0743-74-1172
- (4) 代表者氏名 理事長 辻村泰範
- (5) 設立年月日 昭和21年10月10日

## 2. ご利用施設

- (1) 施設の種類  
指定介護老人福祉施設（広域型）
- (2) 施設事業目的  
要介護・要支援の認定を受けた方々に、短期間施設に入所していただき、入浴・排泄・食事などの日常生活介護・相談援助・機能訓練・健康管理などをおこなうことで、ご利用者の身体機能の維持、並びに居室での介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります。  
ご利用者の意思及び人格を尊重し、ご利用者の立場に立った適切な指定介護福祉施設サービスを提供することを目的とします。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 梅寿荘
- (4) 施設の所在地 奈良県生駒市門前町8番7号
- (5) 電話番号 0743-74-1175
- (6) 施設長氏名 辻村泰範
- (7) 梅寿荘の運営方針  
特別養護老人ホーム入所定員の範囲内で空所がある場合、短期入所の受け入れを行います。短期入所利用者の心身の状況に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するよう努めます。また、利用が相当期間（4日間）を超えて継続する場合は介護計画を作成し、計画に基づいて介護を提供します。
- (8) サービス提供日、提供時間 一年を通して24時間
- (9) 営業時間 午前9時～午後18時

### 3. 居室の概要

梅寿荘では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
ユニット型個室的多床室	80室（1室10.65㎡以上）	ベッド、洗面台、ナースコール
食堂・ダイニング 機能訓練室	8ヶ所 3平方メートルに入所定員を 乗じて得た面積	冷蔵庫、レンジ、食器洗浄機
浴室	3室	一般浴・個浴・機械浴・リフト浴
相談室	1室	
医務室	1室	
静養室	1室	ベッド、洗面台、ワイヤレスナースコール
家族室	1室	和室・ダイニング・浴室・トイレ
研修室	1室	大型スクリーン

上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設設備です。

### 4. 職員の配置状況

梅寿荘では、ご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	指定基準	常勤換算
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	24名	常勤24名以上 非常勤10名以上
3. 生活相談員	1名	1名
4. 看護師	3名	3名以上
5. 機能訓練指導員	1名	1名
6. 介護支援専門員	1名	2名
7. 医師	1名	0.2名（嘱託医とする）
8. 栄養士	1名以上	2名

当施設の運営規定は国の定めた基準に準じたものです。

- ・施設長：最高責任者として施設全体を統括的に管理します。
  - ・介護職員：24時間交代制で介護計画に基づき直接介護を担当します。
  - ・看護職員：ご利用者の心身の状態にあった適切な看護処置・健康管理を担当します。
  - ・栄養士：ご利用者の状態にあった適切な栄養管理・食事提供を担当します
  - ・介護支援専門員：各フロアを担当し、ケアマネジメント業務を担当します
  - ・生活相談員：ご利用者の相談、援助及び送迎、社会参加を担当します。
- この他、調理師、事務員は特別養護老人ホーム梅寿荘の職員が兼務しております。

(主な職種の勤務体制)

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師 (内科)	週 2回 2時間
2. 介 護 職 員	標準的な時間帯における配置人員 早出： 7：00～16：00 4名 日中： 8：00～17：00 2～5名 日中： 9：00～18：00 2～5名 遅出： 10：00～19：00 2～5名 夜間： 17：15～翌9：15 4名
3. 看護職員	標準的な時間帯における配置人員 日中： 8：00～17：00 2～4名
4. 機能訓練指導員	日中： 9：00～18：00 1名

## 5. 提供するサービスと利用料金

梅寿荘では、ご利用者に対して以下のサービスを提供いたします。梅寿荘が提供するサービスについて、利用料金が介護保険給付の対象になる場合と利用料金が介護保険給付の対象にならず実費が必要になる場合があります。

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては居住費、食費を除き通常9割（～7割）が介護保険から給付されます。適切な介護保険給付を受けるためにも、「介護保険被保険者証」「介護保険負担割合証」「介護保険負担限度額認定証（お持ちの方）」を必ず提示してください。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額が変更されます。

### (サービスの概要)

#### ① 送 迎

- ・施設と居宅との送迎をいたします。原則として午前9時～午後5時までの時間帯に提供いたします（土日祝祭日を除く）。その他の時間帯については都度ご相談ください。

#### ② 食 事

- ・梅寿荘では管理栄養士の立てる献立により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を可能な限り提供します。

(食事時間) 朝 食： 8：00～ 9：00  
昼 食： 12：00～ 13：00  
夕 食： 18：00～ 19：00

- ・特定の病状に応じた療養食を提供するにあたり療養食加算を算定しま

す。自己負担金額をお支払いください

③ 入 浴

- ・年間を通じて週2回の入浴・または清拭を行います。
- ・個別浴槽・大浴場・機械浴・リフト浴を備え、ご利用者の身体状態や個別の希望に合わせて提供いたします。

④ 排 泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体機能を最大限活用した援助を行います。オムツ着用の方に対しては、かぶれ・床ずれ予防に配慮し交換を行います。

⑤ 機 能 訓 練

- ・機能訓練やレクリエーションの要素を含んだ活動を提供し、身体機能の低下を防止いたします。

⑥ 健 康 管 理

- ・居宅での体調を確認させていただくとともに、施設で随時健康チェックを行います。
- ・看護師、体温・血圧などの測定管理を行います。看護師が勤務しない時間帯については連絡体制をとって健康管理を提供します。

⑦ 離床・着替え・整容等

- ・寝たきり防止のためできる限り離床に配慮いたします。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮いたします。
- ・個人の尊厳に配慮し、適切な整容を行います。
- ・シーツ交換など適宜行います。

⑧ 相 談 援 助

- ・居宅生活上の相談受付や社会参加活動を提供するよう努めます。

(2) 介護保険給付以外のサービス

以下のサービスについてはご本人・ご家族の選択に基づいてご利用された場合、別途費用をご請求いたします。

- ① 日用品費 日常生活上必要となる諸費用実費 : 1日あたり 40円
- ② 通常サービス実施区域(生駒市)以外への送迎 : 1kmあたり 50円
- ③ 喫茶店、催し、行事等参加を希望された場合 : 実費
- ④ 歯ブラシなど日用品の購入、医療処置に使用した物品、市販薬など個別に使用する物品購入 : 実費
- ⑤ 理美容利用 : 実費

\*おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

(3) 利用料金

①基本的な費用についての説明（梅寿荘は「ユニット型個室的多床室」です）

※**介護サービス費**は介護度によって費用が異なります。また利用者が負担する料金は1割分が原則ですが、利用する方の収入状況などに応じて、上限額を超えた分が還付される場合や、逆に2割負担となる場合があります。

※**食費**は一日あたり1,445円が基準です。要介護度の影響を受けません。各段階の日額は、第一段階300円、第二段階：600円、第三段階：1,300円です。

※**居住費**は1日当たり1,728円が基準額です。要介護度の影響を受けません。各段階の日額は、第1段階550円、第2段階：550円、第3段階：1,370円です。

- ※**確認する書類**
- 「介護保険者証」・・・要介護度を確認します。
  - 「介護保険負担割合証」・・・介護サービス費の負担割合を確認します。
  - 「介護保険負担限度額認定証」・・・食費, 居住費の負担額を確認します。

②要介護度別、1日あたりの料金表（介護サービス1割負担）一覧 単位：円

※まず要介護度で票を見て、該当する負担割合の欄で確認 内訳（1日分）

要 支 援 1		介護サービス費	居住費	食費	合計
	第1段階	649	300	550	1,499
	第2段階		600	550	1,799
	第3段階①		1,000	1,370	3,019
	第3段階②		1,300	1,370	3,319
	基準額		1,445	1,728	3,822

要 支 援 II		介護サービス費	居住費	食費	合計
	第1段階	799	300	550	1,649
	第2段階		600	550	1,949
	第3段階①		1,000	1,370	3,169
	第3段階②		1,300	1,370	3,469
	基準額		1,445	1,728	3,972

要 介 護 1		介護サービス費	居住費	食費	合計
	第1段階	890	300	550	1,740
	第2段階		600	550	2,040
	第3段階①		1,000	1,370	3,260
	第3段階②		1,000	1,370	3,560
	基準額		1,445	1,728	4,063

要 介 護 II		介護サービス費	居住費	食費	合計
	第1段階	970	300	550	1,820
	第2段階		300	550	2,120
	第3段階①		1,000	1,370	3,340
	第3段階②		1,300	1,370	3,640
	基準額		1,445	1,728	4,143

要 介 護 Ⅲ		介護サ ービス 費	居住費	食 費	合 計
	第1段階	1,059	300	550	1,909
	第2段階		600	550	2,209
	第3段階①		1,000	1,370	3,429
	第3段階②		1,300	1,370	3,729
	基準額		1,445	1,728	4,232

要 介 護 Ⅳ		介護サ ービス 費	居住費	食 費	合 計
	第1段階	1,142	300	550	1,820
	第2段階		600	550	2,120
	第3段階①		1,000	1,370	3,340
	第3段階②		1,300	1,370	3,640
	基準額		1,445	1,728	4,143

要 介 護 Ⅴ		介護サ ービス 費	居住費	食 費	合 計
	第1段階	1,223	300	550	2,073
	第2段階		600	550	2,373
	第3段階①		1,000	1,370	3,593
	第3段階②		1,000	1,370	3,893
	基準額		1,445	1,728	4,396

※介護サービス費には、夜勤職員配置加算、サービス提供体制加算、看護体制加算、介護職員等処遇改善加算を含んでいます。

※医療行為を必要とする方、療養食の方、緊急利用の方などは別の加算が算定されます。

※利用開始時・終了時に施設が送迎を行うと片道につき約190円が発生します。

※計算の都合上、日数や加算の組み合わせによって金額の1の位が変わることがあります。

### ③その他の費用について

※日用品「日常生活上必要となる諸用品実費として」・・・1日あたり40円

※持ち込み品電気使用量「テレビの持ち込みなど」・・・1コンセント当たり  
1日20円

※サービス外送費 病院送迎「使用による送迎など」・・・1キロあたり50円

※介護保険外の付き添い「病院付き添いなど」・・・30分あたり2,000円

### (4) 支払方法

短期入所生活介護サービス終了後、請求書をお渡しいたします。

・施設の指定銀行口座（南都銀行）への振り込み、

- ・指定金融機関口座からの自動引き落とし  
上記の方法でお支払いください。

## 6. 非常災害対策

施設では非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置について、あらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上、ご利用者及び従業者等の訓練を行います。訓練の実施にあたっては地域住民の参加が得られることができるよう連携に努めるものとします。

## 7. 緊急時の対応

サービス提供時にご利用者が病気やケガなどで急変した場合、予め指定いただいた医師や病院（指定がない場合は施設の協力病院）を受診するなど必要な対応を行います。緊急時の対応及びご家族への連絡方法については特に明確にお示しください。また、このような場合は原則として速やかに受診先にお越しくくださるようお願いいたします。

### 【協力病院等】

名称：奈良西部病院 所在地：奈良市三碓町 2143-1 連絡先：0742-51-8700	名称：生駒市立病院 所在地：生駒市東生駒 1 丁目 6 番地 2 連絡先：0743-72-1111	名称：白庭病院 所在地：生駒市白庭台 6 丁目 10 番 1 号 連絡先：0743-70-0022
--	--	--

## 8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村および関係諸機関への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 9. 事故の防止

事故の発生の防止のための指針を整備し、事故が発生した場合等における報告とその分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備をしております。また、事故の防止のための委員会及び従業者に対する定期的な研修を実施しております。

事故の発生防止担当者：森本 公子

## 10. 高齢者虐待の防止

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発を防止するための指針の整備、委員会の開催、研修の実施、担当者の設置を行っています。

高齢者虐待の担当者：森本 公子

## 11. 身体拘束及び行動制限

事業所及び職員は、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行う場合は、事業者が別に定める「身体拘束マニュアル」に規定する手続きに従って行うものとします。

身体拘束の担当者：森本 公子

## 12. 利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により下記協力機関において診療・入院治療を受けることができます。（但し下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診察・入院治療を義務付けるものでもありません。）

### ①嘱託医

○配置医師：阿部泰士（内科）      阿部クリニック  
奈良市学園前南 1-2-20

### ②協力医療機関

- 奈良西部病院：奈良市三碓町 2143-1
- 生駒市立病院：生駒市東生駒 1 丁目 6 番地 2
- 白庭病院：生駒市白庭台 6 丁目 10 番 1 号
- 阪奈中央病院：生駒市俵口町 741（歯科のみ）
- 平群歯科：生駒郡平群町下垣内 84-7

## 13. 業務継続計画（BCP）策定等

事業所は感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施する及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下業務継続計画という）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとし職員に対し周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。

事業継続計画の担当者：森本公子

## 14. ハラスメントの防止

施設は職場におけるハラスメント防止に於いて職員が遵守すべき規定を策定し職員への研修を行い、これを防止する。

ハラスメント防止の担当者：森本公子

## 15. 特別な場合、その他

### (1) 利用サービスの変更について

予定されているサービスを変更されることは可能です。但し、担当ケアマネージャーを通じて事前にご相談ください。介護保険給付を超えるような場合にはサービス料金が全額自己負担になり高額な費用になることがありますのでご注意ください。また、予定されていた利用を中止される場合は前日までにご連絡ください。適切な理由のない直前のキャンセルに関しましてはキャンセル料としてすでに準備した食事代、及び居住費を請求することがあります。

### (2) 梅寿荘からサービス提供をお断りする場合

梅寿荘のサービスはご利用者本人・ご家族から介護に関する情報提供と協力、ご要望に基づき、介護支援専門員や他の介護サービス提供者との連携をもって提供いたします。事業の目的にあるようにご利用者の日常生活を対象として行うサービスです。よって次のような場合にはサービスの提供を中断・中止させていただくことがあります。

- ・当施設に対して、十分な介護に関する情報提供やご協力がいただけない場合
- ・重大な過失により、もしくは意図的に誤った情報を提供された場合
- ・発熱・体調不良・急病・怪我などご利用者が日常の状態とは異なる状態になられた場合。

下の事項に該当する場合にも老人ホームという性質上、サービス提供をお断りすることがあります。

- ・他者に感染する恐れのある病気があり、施設で感染予防が困難な方。
- ・施設で健康を脅かす強力な感染症（インフルエンザ、ノロ、コロナ等）が発生している場合。
- ・他のご利用者や施設設備・職員に対し危害を加える甚だしい迷惑行為があつて、他のご利用者の生活が脅かされる場合。
- ・お支払いいただくべき費用が5ヶ月以上滞納されている場合。

## 16. 守秘義務について

介護福祉施設サービスを提供するうえで知り得たご利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了したのちも継続します。

## 17. 苦情の受付について

### (1) 梅寿荘における苦情の受付

梅寿荘における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

#### ○苦情受付窓口 (担当者)

〔主任生活相談員〕 黒川 美穂

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～18:00

電話番号: 0743-74-1175

#### ○苦情解決委員会

苦情解決委員会責任者	施設長	辻村 泰範
苦情受付委員会担当者	次長	森本 公子
	主任生活相談員	黒川 美穂
	主任ケアマネージャー	堀本 卓史
	看護主任	南部 逸子
	介護主任	杉田 和則
	サービス担当責任者	金田 智子

#### ○宝山寺福祉事業団第三者委員会

浅井伊知人	いこま福祉会 理事長
小河 千恵里	生駒市社会福祉協議会
	生駒市デイサービスセンター幸楽所長
谷川 義明	法人監事
	前下市町副町長
谷口 誠	法人評議員
	元メディカルセンター事務局長
新田 一郎	法人評議員
	宗教法人宝山寺事務長
宮西 泰介	生駒市社会福祉協議会

#### ○市町村の窓口

生駒市役所 介護保険課  
〒630-0258 奈良県生駒市東新町8番38号  
電話: 0743-74-1111

#### ○公共団体の窓口

奈良県国民健康保険団体連合会施設苦情係  
〒634-0061 奈良県橿原市大久保町302-1 奈良県市町村会館5階  
電話: 0744-29-8322

18. 第三者評価の有無 ( 有 ・  無 )

以上の通りご説明いたします。この説明書は大切に保管しておいてください。この説明書に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに遵守し、双方が誠意をもって協議の上定めます。ご不明な点がございましたら施設までお問い合わせください。

#### **19. サービス提供記録の保存**

利用者、家族の求めに応じて、サービス提供記録はいつでも閲覧していただけます。サービス提供記録は5年間保存いたします。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年8月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。  
また、日常生活費（40 円/1 日）に（ 申し込みます・申し込みません ）

年 月 日

契約者住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

代理人住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_